

令和7年度 富田林市住宅用脱炭素化機器等導入促進助成金の手引き

地球温暖化防止対策を推進するため、市民の方が住宅に脱炭素化機器等を設置する経費の一部を助成します。

1 助成対象者

市税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 自ら所有、又は居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に脱炭素化機器等を設置した者。対象機器等を設置する住宅が助成対象者の所有でない場合は、所有者の設置承諾を得ていること。
- (2) 本市内に対象機器等付き住宅を購入した者。

2 助成条件

次の条件のすべてを満たすこと。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 自己所有であること。
- (3) 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までに、対象機器を取得した者。

※令和7年3月31日以前に取得した対象機器の申請は受付できません。

3 申請について

- (1) 申請期間 令和7年6月9日（月）から令和8年3月31日（火）まで
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※申請期間後は受付できません。

- (2) 申請方法 環境衛生課（4階3番窓口）まで申請期間中の午前9時から午後5時30分までに直接持参するか下記の郵送先に郵送してください。

<郵送先>〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号 環境衛生課生活環境係 宛

<郵送に関する注意事項>

- 申請書の受理日を明確にするため、簡易書留等の配送記録が残る方法で郵送してください。
- 申請書が到着した日（祝日等の場合は翌開庁日）を受理日とします。書類不足・不備の場合は、修正後の届出日を受理日としますので、余裕をもって提出してください。
- 封筒に「脱炭素化機器助成金申請書 在中」と記入してください。

4 対象機器

対象機器等	要件
① 太陽光発電システム 	ア 太陽電池の最大出力が10kW未満のもので、発電した電力がその設置する住宅において消費されること。 イ 太陽光モジュールの増設又は改修でないこと。
② 家庭用燃料電池システム 	一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること。
③ 家庭用定置式蓄電池 	ア 定置型であること。（ポータブル蓄電池は対象外。） イ 蓄電容量が1kWh以上のリチウムイオン電池で、かつ、日本産業規格又はこれと同等であると市長が認める規格に適合していること。

5 提出書類

- ☐ 助成金交付申請書（様式第1号）
 ☐ 設置機器内訳書（様式第2号）
 ☐ 対象機器設置住宅の位置図
- ☐ 対象機器設置完了後の当該対象機器のカラー写真
- ☐ 対象機器の設置費に係る領収書の写し又は支払を証明する書類
- ☐ 対象機器の型式、数量、金額等がわかる書類
- ☐ 対象機器が設置された住宅を自ら所有していることを証明する登記簿の写し又は居住していることを示す住民票の写し（助成金の交付の申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ※申請者と建物所有者が異なる場合はQ2.をご覧ください。①～③の書類をご用意ください。**
- <よくある問い合わせ>

Q1. 領収書の発行がない場合、提出可能な「支払を証明する書類」はどのような書類でしょうか。

A. 「支払い先の名称」、「支払額」、「支払日」が記載されており、対象機器の費用を支払ったことがわかる支払証明書、融資代金受領通知、銀行振込明細書等です。清算書や請求書は、「支払日」、「支払い済」の記載があれば受理できる場合がありますので事前にご相談ください。

Q2. 申請者と建物所有者が異なる場合は、どうしたらよいでしょうか。

A. ①申請者の住民票の写し、②建物の登記簿の写し、③同意書の3点を必ず提出してください。

同意書：申請者が同申請を行うことについて、建物所有者が同意することを証明する書類。

市 Web サイトに参考例を掲載していますのでご活用ください。

6 助成金額

30,000円 ※対象機器 1種毎 の上限です。

※太陽光発電システム・燃料電池・蓄電池全てを自宅に導入する場合は上限が90,000円となります。

7 助成の対象経費

- (1) 本体及び付属品の購入費
- (2) 設置工事費

※なお、国または他の地方公共団体の補助金等の交付を受けられている方、その他の対象機器設置に係る収入がある方は、上記の対象経費からその収入額を差し引いた金額が対象経費となりますので、助成金交付申請書（様式第1号）に本市以外の補助金等の有無・金額を記入してください。

8 申請後の流れ

- (1) 市から申請者に交付決定通知書（様式第3号）と助成金交付請求書（様式第4号）を送付します。
- (2) 助成金交付請求書（様式第4号）を記入の上窓口を持参もしくは返送後、指定した金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

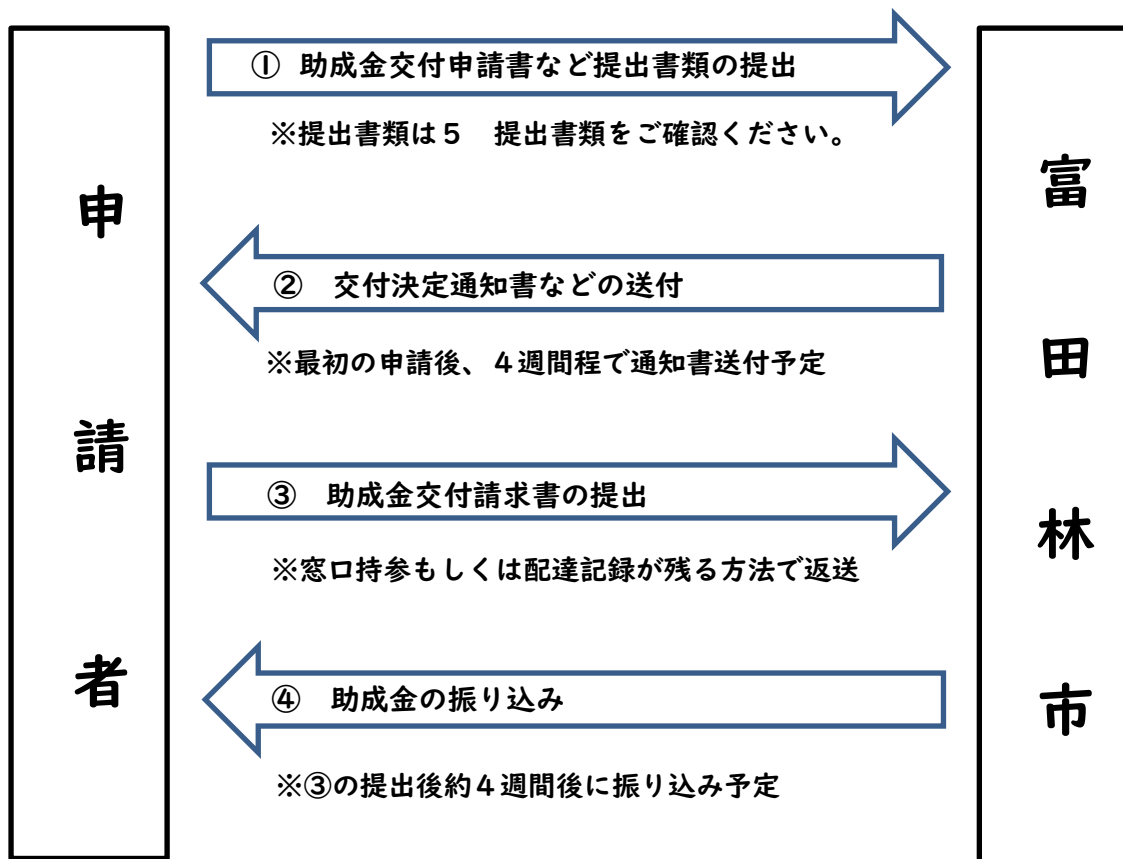
<返送に関する注意事項>

- 簡易書留等の配送記録が残る方法で返送してください。
- 封筒に「助成金交付請求書 在中」と記入してください。



9 申請の流れ フローチャート

※日数は目安になります。



《問い合わせ先》

富田林市 市民人権部 環境衛生課 生活環境係

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

TEL: 0721-25-1000 内線139・171

URL www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/93860.html

(環境衛生課ウェブサイト)

